

委員会活性化及び議員間討議 検討資料

前回までで確認できた課題—委員会の活性化及び公開

⇒委員会の活性化には議員間討議が必須である。

議員間の公開によって論点、争点が明確になり、どのような選択肢があるのか示されること
によって徐々に民意が形成されていく。(会津若松市議会)

【野洲市議会 議会基本条例】

(討議による合意形成)

第13条 議会は、議員による討議の場であることを認識し、議長及び委員会の委員長は、議員相互間の討議を中心とした運営に努めるものとする。

2 本会議及び委員会の審議は、**議員相互間の十分な討議を尽くして、合意形成に努めるものとする。**この場合において、議会は、その結果に関し、市民に対して説明責任を十分に果たさなければならない。

3 議員は、前2項による議員相互間の討議を拡大するため、政策、条例、意見書等の議案を積極的に提出するように努めるものとする。

(平25条例34・一部改正)

先進議会の議員間討議のスキーム（参考資料）

① 野洲市議会としての取り組み（案） - 申し合わせ事項とする

議員間討議の事前通告制 - 委員会開催の2日前までに通告。

対象 - すべての委員会、特別委員会。

対象の内容 - 付託議案（市長提出議案、議員提出議案、請願）や所管事務の案件について 明確な目的と具体的な論点を示して行う。

条件 - 申し出があれば、委員間討議を行う。

運営 - 一議題30分以内とする。（討議時間は委員長において弾力的に運用することとする）※原則として、理事者への質問は不可とする。

※事前通告とは建設的で活発な討議を行うためと、建設的ではない討議を防止するため。

② 委員会議事録の公開（短期）、配信（中期）に向けて取り組むこと。

活性化した質疑、議員間討議のプロセスを市民に公開することで開かれた議会となり、主権者たる市民の民意形成に寄与する。 - 民主主義の醸成